

別表六（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の通算法人が次に掲げる場合に該当する場合に記載します。
 - (1) 措置法第42条の4第8項第9号イ(3)に掲げる事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合（同条第8項第3号イの他の通算法人がその事業年度終了の日に終了する他の事業年度（同項第2号に規定する他の事業年度をいいます。以下同じです。）において同条第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）
 - (2) 措置法第42条の4第8項第9号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(3)に掲げる事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合（同条第8項第3号イの他の通算法人がその事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合を含みます。）
- 2 その通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「他の通算法人の他の事業年度の売上金額の合計額1」には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいいます。以下同じです。）に添付された別表六(十三)「1」の金額を記載します。
 - (2) 「他の通算法人の基準売上金額の合計額3」には、確定申告書等に添付された別表六(十三)「3」の金額を記載します。
 - (3) 「他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額7」には、確定申告書等に添付された別表六(十三)「7」の金額を記載します。
 - (4) 「他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額9」には、確定申告書等に添付された別表六(十三)「9」の金額を記載します。